

白老町教育推進基本計画

【 白老町教育大綱 】

～ とともに学び合い こころひびかせ
笑顔かがやく 教育の町 しらおい ～

平成28年4月

白老町・白老町教育委員会

～ 目次 ～

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
4 計画の構成	2

第2章 教育推進の基本的な考え方

1 教育推進基本理念	3
2 教育推進基本目標	4

第3章 施策展開の基本方針

1 学校教育	5
2 生涯学習・社会教育	6
3 家庭・地域の教育	6

第4章 主な施策の方向

1 学校教育の主な施策	7
2 生涯学習・社会教育の主な施策	11
3 家庭・地域の教育の主な施策	14

第5章 評価と進行管理

16

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

高度情報化社会の到来や経済・社会のグローバル化の進展、少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化、環境問題の深刻化など、激動する社会状況の中で、多くの人々が心の「潤い」「豊かさ」「余裕」などを失いつつ、人間関係や地域の連携意識の希薄化を生み出し、強いては家庭や地域の教育力低下を招く要因となって、子どもたちの成長、発達に大きな影響を及ぼしています。

学校教育において、加速化する教育改革の中で、豊かな人間力の獲得に向けて教職員の資質・能力の向上、学び続ける教師像が求められています。また、子どもたちについては、急速に変化する社会環境の中で、望ましい生活習慣の確立、自己肯定感や規範意識の醸成、学ぶ意欲の高揚による学力向上や、コミュニケーション能力、体力・運動能力の向上などを進めていく必要があります。

そして、長寿社会の進展において、町民一人ひとりが生涯にわたって心身ともに健康で充実した生活を追求するために、いきいきと学ぶ機会や学習成果を活かせる場を創出するなど、生涯を通して豊かに学び、文化に親しみ、スポーツを楽しむことができる生涯学習活動の整備や、つながり合える地域コミュニティの形成に資する生涯学習社会の実現が求められています。

国においては、平成18年の教育基本法の改正によって、新しい教育の基本理念が示され、同法第17条では、国に教育振興基本計画の策定が義務付けられ、地方公共団体においても、地域の実情に応じた新しい教育の方向性を示す基本計画の策定に努めることとされています。また、平成27年度に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律による新教育委員会制度では、地方公共団体の教育、学術及び文化に関する総合的な施策の大綱を定めることが義務付けられるなど、新しい時代の教育の基本的な方向性を明らかにすることが強く求められています。したがって、今後も変化を続ける知識基盤社会の中で、学校・家庭・地域・行政の絶えざる改革が求められるとともに、教育の展望や基本的な方向性を明確にし、それらを町民と共有しながら推進していく必要があります。

こうした教育を取り巻く時代の潮流を踏まえ、また、持続可能な社会を支える基盤となる教育の重要性を認識し、次代を担う子どもたちが夢や希望を持って、心豊かにたくましく、主体的・創造的に未来を切り拓く生きる力を育む教育を推進する必要があります。同時に、すべての町民がお互いに尊重し合い、共に健康で生きる喜びと信頼を大切にし、生涯にわたって自らを高める学びのある地域社会づくりに努めていかなければなりません。これらのことから、学校・家庭・地域・行政が一体となって、連携・協働しながら、まちづくりの基盤となる教育の創造と実践に取り組んでいくことを目指し、「白老町教育推進基本計画」を策定します。

2 計画の性格

白老町では、地域特性を最大限に活かし、地域が一体となって、時代にあった新しいまちを具現化するため、まちづくりの政策執行の最上位の計画として「第5次白老町総合計画」を策定しています。

この教育計画は、「第5次白老町総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿った教育分野の中期的な推進計画として位置付け、白老町の教育施策の基本的な方向を示すものとしします。

また、この教育計画は、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」としての性格を持つとともに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に定める地方公共団体の教育、学術及び文化に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）として位置付けられるものとして策定しています。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成32年度（2020年）までを目途とし、「白老町総合計画」との整合性に配慮する観点から、総合計画策定の次年度に見直しを行うことを原則としします。

4 計画の構成

この教育計画は、1章から5章までで構成されています。

第1章では、「計画の策定にあたって」として、計画策定の背景となる策定の趣旨と計画の位置づけ、計画の期間等を掲載しています。

また、第2章では、「教育推進の基本的な考え方」として、白老町教育の根本となる基本理念と、基本理念を推進するための「学校教育」、「生涯学習・社会教育」、「家庭・地域の教育」の3つの分野の基本目標を明示しています。

さらに、第3章では3つの基本目標の達成に向けて「施策展開のための基本方針」を示すとともに、第4章ではそれぞれの基本方針に基づく「施策の方向」と「主な施策の重点」を示し、最終章の第5章で「評価と進行管理」の考え方を示しています。

なお、この計画を具体的に推進するに当たっては、これまでと同様、個別の推進計画や、予算と連動させた白老町総合計画実施計画等を策定するとともに、毎年の教育行政執行方針及び年度予算において当該年度の具体的な取組を明らかにしていきます。

第2章 教育推進の基本的な考え方

1 教育推進基本理念

教育を取り巻く状況を踏まえるとともに、昭和50年制定の「白老町民憲章」、平成3年制定の「白老町教育目標」、「第5次総合計画基本構想」における白老町のめざす「まちの将来像」、平成26年に制定した「しらおい子ども憲章」に基づき、この計画における白老町の教育推進の基本理念を、次のとおりとします。

～教育推進基本理念～

ともに学びあい ころころひびかせ 笑顔かがやく 教育の町 しらおい

“ともに学びあい”

子どもも、大人も、思いやりや感謝の心、互いに支え合ってともに生きる心を大切にし、ふるさとへの愛着や誇りを育みながら、ともに学び合い、成長する教育を推進します。

“ころころひびかせ”

子どもも、大人も、自らの夢や希望を実現していこうとする自立の精神を育むとともに、自他の考えを尊重し、共感しあいながら主体的に学び、考え、行動することを通して、豊かな自立を獲得する教育を推進します。

“笑顔かがやく”

子どもも大人も、夢や希望、生きがいを持ち、その実現に向かって、いきいきと学び、個性を輝かせ、元気な笑顔があふれる教育のまちづくりを推進します。

～めざす人間像～

この計画においては、教育推進の基本理念を実現するための『めざす人間像』として、長い間培われてきた「白老町教育目標」に掲げる人間像を継承します。

- 1 生涯を通して自ら学び、知性と情操を高め、理想を求める人に
- 2 自然を愛し、文化を高め、住みよい郷土の未来を築く人に
- 3 自らを見つめ、人を思いやる豊かな心を育む人に
- 4 勤労を重んじ、互いに励ましあい、社会のきずなを深める人に
- 5 自他の生命を尊び、心身を鍛え、健康で安全な生活を心がける人に

～めざす子ども像～

しらおい教育の目指す子ども像を、次のとおり定めます。

- ◎ 進んで学び、やさしく思いやりがあり、
元気でたくましい、しらおいの子ども

2 教育推進基本目標

教育推進の基本理念を実現するため、教育を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、「学校教育」、「生涯学習・社会教育」、「家庭・地域の教育」にかかわる、次の3つの『教育推進基本目標』を定めます。

～基本目標Ⅰ <学校教育>

自らの可能性を拓き、心豊かにたくましく生きる子どもを育成します

学校教育においては、豊かな人間性を育み、一人ひとりの可能性を信じ、個性を伸ばすとともに、これからの社会を生きていくために必要な資質や能力を高めることが求められています。

このことから、子どもの人権を尊重し、一人ひとりを大切に育むとともに、確かな学力、豊かな人間性、健康や体力など、子どもたちのたくましく生きる力を培い、家庭や地域との連携・協働を深めながら、より良い教育環境の創造に努めていきます。

～基本目標Ⅱ <生涯学習・社会教育>

自ら学び、人格を磨く創造力豊かな人材を育む生涯学習を推進します

生きがいを持って個性豊かに健康な生活を送るため、サークル活動や高齢者大学、文化活動、健康づくりやスポーツ活動など、町民の学びに対する意欲は大きなものがあります。

そのため、文化やスポーツ・健康などの学習機会の提供をはじめ、ライフステージに応じた社会教育の提供や環境づくりを通して、町民一人ひとりの学習意欲を高め、自発的な学習活動を促進するなど、いきいきとした生涯学習社会の創造に努めます。

～基本目標Ⅲ <家庭・地域の教育>

郷土を愛し、生きる力の基盤を育む家庭や地域の教育力を高めます

人が成長する過程において、家庭や地域における教育の役割は重要です。家族の愛情に包まれて育ち、地域で多くの人との関わりや活動などを経験することで、家族や友人、周りの人への愛情や感謝の気持ち、郷土への理解や愛着が生まれ、健全で豊かな人間性を身に付けていきます。

そのため、家庭における子育て、教育支援や、地域ぐるみで子どもを守り育てる体制の充実など、家庭や地域の教育力の向上に向けた取組を進めます。

第3章 施策展開の基本方針

3つの教育推進基本目標の達成に向けて、次のとおり分野ごとに施策展開の基本方針を示します。

1 学校教育

学校教育の充実を図るためには、学校が、子どもたちはもとより、保護者や教職員にとっても「魅力ある学校」であることが求められます。

特に、義務教育における「魅力ある学校」とは、「楽しくわかる授業」が行われ、教職員や子どもたちの間に「心が通い合う人間関係」があり、地域の教育資源を活用した「豊かな学びの場」が形成されていることです。

こうした魅力ある学校づくりを進める中で、白老町の子どもたちが、「確かな学力」や「豊かな人間性」、「健康・体力」を備え、たくましく生きていくための総合的な力である「生きる力」を発達期に応じて身に付けることを目指します。

そのために、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を推進するとともに、いじめや不登校などの未然防止、早期解決に向けた取組を進めていきます。

また、子どもたちに直接関わり、学校教育を担う教職員の資質向上を図るとともに、実践的な研修の実施や校内指導体制の構築に努めます。

さらに、地域の人材を教育活動に活かせる取組を進めるとともに、地域に信頼され、地域とともに育つ学校を目指し、学校運営への地域住民の関わりを深め、特色ある学校づくりを推進します。

また、子どもたちの学習・生活の場である学校施設等の耐震化や老朽化への対応など、子どもたちが安心して学習できる環境の整備を進めます。

【基本方針】

- ①社会で自立できる、生きる力を育む学校教育の充実
- ②豊かな心と健やかな身体を育む教育の充実
- ③地域に信頼され、地域とともに育つ学校づくりの推進

2 生涯学習・社会教育

白老町では、65歳以上の人口が40%を超え、高齢化が進む中、さまざまな学びの活動が展開され、生きがいを感じ、心豊かに暮らすことなどを目的とした生涯にわたって学び続ける学習環境づくりの重要性が増しています。

こうした中、社会教育を生涯学習社会の実現を図るための中核に位置づけ、地域の豊かな人材や施設、自然等の教育資源を有効に活用し、町民の学習活動やスポーツ活動等を促進するとともに、その学びを活かす機会づくりを進めます。

また、多様な学びのニーズに対応するため、公民館をはじめとする社会教育施設等の整備や機能の充実に努めていきます。

さらに、地域の伝統・歴史的資源を有効に活用し、郷土への愛着や誇りを高め、豊かな感性を育む取組を推進します。

【基本方針】

- ④学ぶ楽しさを実感できる生涯学習機会の充実
- ⑤郷土を学び、郷土に親しむ文化活動の推進
- ⑥生き生きとした生活を育むスポーツ・健康増進活動の推進

3 家庭・地域の教育

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化に伴い、保護者が子どもの教育や子育てについて相談する機会の提供が求められています。また、少子化や情報社会の進展などによって、子どもの社会への適応や人格形成への影響が懸念されるなど、子どもの教育や子育てに対する不安が増大しているといわれています。

そのために、幼稚園・保育所、小・中学校と地域、行政が一体となって、子育てや家庭教育を見守り、支援する地域コミュニティづくりを進めていく必要があります。

このことから、地域において、子どもと大人が学び合い、交流し合う機会を通して、共に育ち合う環境づくりを進めていきます。

【基本方針】

- ⑦子どもの健やかな成長を支える家庭教育・子育て支援の充実
- ⑧地域全体で子どもを見守り、育てる活動の推進

第4章 主な施策の方向

3つの分野のそれぞれの基本方針にかかわる、主な施策の方向と重点とする事項を明らかにします。

1 学校教育の主な施策

基本方針① 社会で自立できる、生きる力を育む学校教育の充実

「施策の方向」

子どもの自主性を尊重し、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」を育み、知・徳・体の調和のとれた人間形成を目指します。

小・中学校においては、「楽しくわかる授業」、「いじめなどのない思いやりのある人間関係」、「仲間とともに感動と成就感を味わえる活動」などがある『魅力ある学校』を目指していきます。

具体的には、生きる力の中核をなす確かな学力の定着を図る取組を進めるとともに、健康に関する教育、伝統文化に関する教育、体験的な学習、国際教育、キャリア教育などを推進していきます。

さらに、望ましい生活習慣の確立に向けた取組やコミュニティ・スクールの設置などをはじめ、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもたちの豊かな成長を育む体制の確立を目指します。

「主な施策の重点」

(1) 確かな学力の育成

基礎・基本の修得、自ら学ぶ意欲や思考力、表現力、判断力を高めるなど、生きる力の中核である確かな学力づくりを地域ぐるみで進めます。

- ① 学力向上を目指す「白老町スタンダード」の実践と深化
- ② 義務教育9か年の学びを保障する小中連結の強化
- ③ 望ましい生活習慣と学習習慣の確立
- ④ 学習支援員を配置する学力サポート事業の充実
- ⑤ 地域の教育力を活用した地域塾等の実施
- ⑥ A L T（外国語指導助手）の配置による英語学習の充実

(2) 特別支援教育の充実

支援の必要な子どもの一人ひとりの教育的ニーズに応えながら、多様な学びの場や支援体制の充実を図ります。

- ① 教育支援委員会による子どもの支援と専門性を高める研修の充実
- ② 特別支援コーディネーターによる多様な学びの提供と支援の充実

③ 特別支援教育支援員の配置によるサポート体制の充実

(3) ふるさと学習の充実

歴史や伝統文化など白老町の多様な教育資源を活用し、ふるさとへの愛着や多文化共生の心を育む取組を推進します。

- ① 「ふるさと学習指導モデル」の実践によるアイヌ民族の歴史と文化を学ぶ学習の充実
- ② 自然や産業、歴史資源等を活かした体験学習活動の推進
- ③ 子ども版出版前講座の活用等による多様な学習機会の創出
- ④ 児童生徒の国内外交流事業の推進

基本方針② 豊かな心と健やかな身体を育む教育の充実

《施策の方向》

子どもたちが互いに尊重し合い、社会の一員として成長していくために、心と身体の健やかな発達を育む教育を推進します。

道徳の授業や読書活動、体験的な活動等を通して、規範意識や倫理観、思いやりの心や感性など、豊かな心を育成する取組を進めます。

また、いじめの未然防止、早期発見・早期解決に向けた見守り活動を継続するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するなど、相談体制の充実を図っていきます。

さらに、健康・体力については、生涯を通して、健康に過ごすことができるよう、望ましい生活習慣の確立、体力の増進・運動能力の向上、健康管理能力の育成などを通して、健やかな身体の育成に取り組んでいきます。

《主な施策の重点》

(1) 道徳教育の充実

規範意識や倫理観、命を大切にする心や思いやりと感謝の心を育み、社会の一員として互いに支え合う共生の心と豊かな人間性を育む取組を進めます。

- ① 「わたしたちの道徳」等の活用と道徳の授業の充実
- ② 交流学习や体験的な活動を通じた豊かな人間性の育成
- ③ 福祉教育、ボランティア活動の推進

(2) いじめ問題への対応

いじめは、絶対に許されない行為であるという認識のもと、組織的な取組による未然防止、早期発見・解決に努め、子どもたちが安全・安心して学校生活を過ごせる環境づくりを進めます。

- ① 「白老町いじめ防止基本方針」に基づいた取組の推進
- ② 心を育む重点月間、一校一運動の推進
- ③ 情報モラル教育、ネットトラブル防止見守り活動の推進

(3) 教育相談体制の充実

不登校等の子どもを取り巻く環境改善を図るため、教育相談にかかわる体制の充実に努めるとともに、関係機関と密接に連携しながら、子どもの発達を支援する取組を進めます。

- ① スクールカウンセラー（SC）の配置による支援の充実
- ② スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置による関係機関と連携した支援の充実
- ③ 教育支援センター指導員の配置による子ども支援の充実

(4) 健康教育の推進

体力向上を図るため、学校体育や部活動などを通して、日頃から運動習慣づくりに取り組むとともに、健康増進を図るための保健指導、食育など子どもの健康を守る教育を推進します。

- ① 体力テスト、一校一実践の体力づくりの推進
- ② がん教育、性に関する指導等の充実
- ③ フッ化物洗口の継続的な実施
- ④ 安全な給食の実施
- ⑤ 食に関する指導の充実
- ⑥ 食物アレルギー対応給食の提供

基本方針③ 地域に信頼され、地域とともに育つ学校づくりの推進

《施策の方向》

子どもたちの確かな成長を実現するため、学校は、地域に開かれ、信頼され、さらに地域とともに育つ存在であることが大切になっています。

そのため、学校は積極的に情報を発信・受信し、交流や連携を深め、その信頼関係の上に、地域住民の学校運営への参画を推進し、地域性や自主性を尊重した学校運営体制の構築を目指します。

また、教育の質の向上を図るため、教職員の専門性、指導力、総合的な人間力を高めていくための研修等への支援・協力を進めていきます。

さらに、子どもたちの安全や適切な学習環境を確保するため、地域等との連携を図りつつ、長期的な視野に立ち計画的な教育環境の整備に努めていきます。

《主な施策の重点》

(1) 地域とともにある学校づくり

保護者、地域住民が、目標を共有しながら、ともに活動し、地域全体で子どもたちを育む、魅力ある学校づくりに向けた取組を進めます。

- ① 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入と推進
- ② 学校支援地域本部事業等による地域人材活用の充実
- ③ 子どもたちと地域がともに学び・ふれあう機会の促進
- ④ 地域資源を活用した特色ある学校づくりの推進

(2) 教職員の資質向上

子どもに直接関わりを持つ教職員一人ひとりがその能力を十分発揮できるよう研修等の支援を進めていきます。

- ① 教育委員会等が主催する研修機会の充実と参加の促進
- ② 校内研究・研修の促進

(3) 安全・安心な学校づくり

学校における危機管理体制の点検と見直しを行うとともに、他機関や関係団体と連携し、自助・共助・公助の考え方を育みながら、危機管理能力を高めるための取組を推進します。

- ① 防災・防犯訓練の充実
- ② A E D、応急手当研修等の推進
- ③ 食物アレルギー等の研修実施

(4) 学校の適正配置等

教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、保護者や地域住民の理解のもと、子どもたちにとって、より良い教育環境を保障する取組を推進します。

- ① 小学校適正配置計画の推進

(5) 学校教育施設・設備の整備

子どもたちの安全や適切な学習環境を確保するため、財源の確保に努めつつ、計画的な教育環境の整備を進めます。

- ① 校舎等の耐震化及び大規模改修の計画的な実施
- ② 老朽化に伴う施設・設備の早期改善
- ③ 教育ニーズに適合した、設備・機器の整備・更新

2 生涯学習・社会教育の主な施策

基本方針④ 学ぶ楽しさを実感できる生涯学習機会の充実

「施策の方向」

自己の目標に向かって自らの意思で学習内容や方法を選択し、主体的に創造する生涯学習社会の実現を目指します。

そのため、学習ニーズの高まりや多様化に対応し、町民誰もが、楽しさ、喜びを実感し、いつでも、どこでも学ぶことができる学習機会の充実に努めるとともに、町民や団体の主体的な社会教育活動を支援します。

「主な施策の重点」

(1) 青少年教育の推進

子どもたちの社会性と健全な精神、丈夫な身体を育むため、自然や歴史、文化など地域資源を活用し、学校や家庭、地域と連携しながら、ボランティア活動や体験活動等の取組を進めます。また、青少年のニーズにあった多様な学習を提供するとともに青年層の社会参加を促す取組を進めます。

- ① 郷土への愛着心を育むふるさと教育の推進
- ② 国際交流、青少年交流事業の推進
- ③ 自発的な学習活動の支援、芸術文化鑑賞機会の充実
- ④ 地域活動やまちづくり活動への支援

(2) 成人教育の推進

多様な学習ニーズに応えるため、個人や団体が地域で活躍できる機会を創出するとともに、地域社会に参画し、主体的に行動する人づくりに努めます。

- ① 多様な学びを支援する学習機会の充実
- ② 自発的な団体、グループ活動の支援
- ③ 姉妹都市交流の促進
- ④ 女性教育活動の促進、男女共同参画社会の推進
- ⑤ 新成人、青年層と協働した成人式の開催

(3) 高齢者教育の推進

高齢者が学びを継続し、健康で生きがいを持って社会に参画できるよう、学習機会の充実に取り組むとともに、自ら進んで行う健康づくりや文化活動などを側面から支援します。

- ① 高齢者の知識を活かした事業、世代間交流の推進
- ② 高齢者による主体的な学習、健康増進を支える環境づくりの促進
- ③ 高齢者大学の学習内容の充実及び主体的な運営の促進

基本方針⑤ 郷土を学び、郷土に親しむ文化活動の推進

「施策の方向」

豊かな自然に育まれた歴史や文化を学び、親しむことなどから生まれる郷土に対する愛着心や誇りを育むことは、まちづくりの原点です。

そのため、社会教育事業に携わる町民や団体と連携し、地域の歴史や文化を学ぶ地域学を推進し、その充実を目指します。

また、町民や団体が主体的に行う芸術文化活動を支援するとともに、幅広い学習機会や読書機会の充実を図ります。

「主な施策の重点」

(1) 芸術文化活動の推進

文化活動に参画する機会や多彩な芸術文化に触れる機会を創出し、豊かな感性を育み、生きがいを持って学ぶ意欲を醸成し、町民の文化力の向上に資する取組を進めます。

- ① 豊かな感性を育む文化活動、自然体験活動の充実
- ② 文化芸術団体活動の支援
- ③ 文化祭など地域の特性を活かした地域文化の振興、情報発信の推進
- ④ 幅広い世代が芸術・文化にふれる各種鑑賞事業や生涯学習講座の実施
- ⑤ 民間活力を活かした芸術文化事業の推進
- ⑥ わが町を学ぶ地域学講座の開講

(2) 文化財の保存・活用

象徴空間の開設を前に、町内の文化財や関連施設を有効に活用できるよう、既存施設の整備を進め、これらを繋ぐネットワークの構築を進めます。また、地域学の推進に向けた取組を進めます。

- ① 伝統文化継承者の活動促進
- ② 文化財の調査研究と情報発信による学習機会の充実
- ③ 陣屋跡環境整備及び陣屋跡の多角的な活用の推進
- ④ 特別展・企画展等の開催など、町民に親しまれる博物館活動の推進
- ⑤ アヨロ海岸のピリカノカ名勝指定の推進
- ⑥ アイヌ民族博物館等との連携強化

(3) 読書活動の推進

すべての世代の人たちが本を読む楽しさを共有できるよう、誰もが親しみやすい読書環境の整備に努めるとともに、家庭や学校、地域ボランティアなどとの協力、連動による本に触れあう機会の充実に取り組みます。

- ① ブックスタート事業の充実
- ② 図書館、移動図書館、ふくろう文庫等による読書機会の充実

- ③ おはなし会など読書の魅力に触れる取組の促進
- ④ 学校司書との連携による学校図書館の活動支援
- ⑤ ニーズに即した蔵書の充実

基本方針⑥ 生き生きとした生活を育むスポーツ・健康増進活動の推進

「施策の方向」

町民の体力向上、健康増進、生きがいがづくりや地域コミュニティづくりのため、スポーツ・レクリエーション活動等の習慣の向上を目指します。

また、地域住民が主体となったスポーツ活動を支援し、町民の生涯スポーツを支える環境の充実、既存施設の活用を推進します。

「主な施策の重点」

(1) 健康増進活動の推進

町民の体力向上、健康増進、生きがいがづくりや地域コミュニティづくりのため、スポーツ・レクリエーション活動を促進します。

- ① 健康増進・レクリエーション機会の充実
- ② スポーツ推進員等による健康・体力づくりの推進
- ③ 学校開放事業の推進、利用団体の支援

(2) スポーツ活動の支援

地域住民が主体となったスポーツ活動やアスリートの育成に取り組む団体などを支援するとともに、町民の生涯スポーツを支える環境の充実、既存施設の活用を推進します。

- ① 総合型地域スポーツクラブGenキングしらおいクラブの活動推進
- ② スポーツ団体等への支援
- ③ スポーツ活動への指導者派遣の充実
- ④ 体育施設の整備、充実

3 家庭・地域の教育の主な施策

基本方針⑦ 子どもの健やかな成長を支える家庭教育・子育て支援の充実

「施策の方向」

家庭での子育ての大切さを啓発し、ゆとりある子育て環境のもと、すべての子どもたちが幸せに育ち、安心して子どもを産み育てられる地域づくりの実現を目指します。

また、就業形態の変化や多様化する子育てのニーズに対応するため、保育サービスや幼児教育の充実を図るとともに、関係機関や関係団体との連携を深めながら、事業展開を図っていきます。

「主な施策の重点」

(1) 家庭教育の充実

子育てにおける家庭教育の重要性について啓発に努めるほか、子育て世代に役立つ情報の提供を行うなど、子どもの健やかな成長の基盤となる家庭教育を支える取組を進めます。

- ① 家庭教育に関する情報発信の充実
- ② 家庭教育に関する学習内容、学習機会の充実

(2) 幼児教育・保育の充実

幼児が健やかに成長できるよう、多様なニーズに対応し、幼児教育や保育サービスの充実に努めます。

- ① 幼児教育、保育内容の充実
- ② 幼児教育・保育環境の充実

(3) 子育て支援体制の充実

子育て家庭が孤立しない環境づくりにため、関係機関と連携を図りながら、子どもの発達支援を進めます。特に、支援を要する児童・生徒に関するきめ細やかな子育て相談や、経済的支援などの取組を進めます。

- ① 相談体制の充実
- ② 子育て支援団体への支援と連携強化の推進
- ③ 子育て世代への経済的支援の充実
- ④ 特別支援教育の充実
- ⑤ 児童虐待防止対策の充実

基本方針⑧ 地域全体で子どもを見守り、育てる活動の推進

「施策の方向」

次代を担う子どもたちの健全育成及び資質の向上に資するため、子どもと親を地域全体で見守り、支えていく地域コミュニティづくりを推進します。

具体的には、「しらおい子ども憲章」の精神のもと、すべての子どもたちが心身ともに健やかに育まれるよう、ニーズに合った適切な子育ての環境整備や支援を行い、住民相互のつながりを深め合い、安全・安心に過ごせるよう事業展開を図っていきます。

「主な施策の重点」

(1) 健全育成

子どもたちの健全育成を図るため、豊かな人間性や社会で生きる力と創造力を育みながら、安全に過ごすことができる環境づくりを推進します。

- ① 町民活動団体や教育関係機関とのネットワークの推進
- ② アウトメディアの推進による望ましい生活習慣の確立
- ③ 見守り活動の充実

(2) 地域との連携による教育活動の推進

子どもたちが、幸せを感じながらたくましく生きる力を身に付け、育っていくことができるよう、地域ぐるみの子どもの居場所づくりを推進します。

- ① 安全・安心な環境づくりの推進
- ② 親子ふれあい活動の推進
- ③ 地域との交流活動の充実

(3) 「しらおい子ども憲章～ウレシパ（育ちあう）」の具現化

「しらおい子ども憲章～ウレシパ（育ちあう）」の具現化として、子どもと大人がそれぞれの役割を担い、共に信頼し合い、互いに育ち合うことを通して、子ども自身が夢や希望を描き、その実現に向けて、主体的に学び、行動する力を獲得していく事業を進めます。

- ① しらおい子ども憲章行動計画の推進
- ② 子ども夢実現プロジェクトの推進

第5章 評価と進行管理

この計画を推進していくためには、各施策・取組等の進行管理を行い、その結果を検証・評価し、その後の事業展開に役立てていく必要があります。

そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会が毎年行う、事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価、また、まちづくり町民意識調査、その他の各種調査・統計などを通して、多角的な視点から評価と進行管理を実施し、教育推進の基本理念や基本目標の実現に向けて、より効果的に各事業、取組等を進めます。

なお、今後、社会経済情勢、教育を取り巻く環境の変化等に伴い、必要に応じて、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

白老町教育推進基本計画

【白老町教育大綱】

平成28年4月発行

【編集・発行】 白老町教育委員会・白老町

〒059-0906 白老郡白老町本町1丁目1番1号

TEL0144-85-2022